

**須坂都市計画
(須坂市、小布施町)**

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

変更理由書

「須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成16年5月の策定以降、平成24年1月に見直し、約9年が経過したところです。

須坂市、小布施町ではこの「須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に基づき区域区分の見直しが行われ、現在、都市計画区域5,495ha（市街化区域1,094ha、市街化調整区域4,401ha）が指定されています。

県では、平成31年3月に、都市計画の最上位計画である「長野県都市計画ビジョン」について、世界共通の持続可能な開発目標（SDGs）や日本全国の共通の課題である市町村合併の進展、総人口の減少、東日本大震災の発生等を踏まえ、改定を行ったところです。

また、国においては、人口減少による都市機能維持の課題や環境に配慮した持続可能な社会の実現、災害に強い都市づくりのため、コンパクト・プラス・ネットワークによるコンパクトシティが推進されるとともに、近年の気候変動による激甚化・頻発化する水災害等を契機として、水災害に対するまちづくり等のありかたが検討されているところです。

以上の背景から、平成29年度に実施した都市計画法第6条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果等を踏まえ、都市が抱える課題への対応や今後あるべき都市のすがたに対しての方針を定め、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設、市街地再開発事業等についておおむねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るために「須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を変更するものです。

都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めるものとされ、人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるものです。

具体的には、以下のような内容を定めます。

- ①: 都市計画の目標
- ②: 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び当該区分を決めるときはその方針
- ③: ②の他、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

目 次

	頁
1. 都市計画の目標	1
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次	1
① 都市計画区域の範囲	1
② 目標年次	1
(2) 都市づくりの基本理念	1
① 都市づくりの基本理念	1
② 都市づくりの目標	2
(3) 地域ごとの市街地像	3
① 都市拠点	3
② その他の市街地	3
③ 農業地域（ふるさとの農用地）	3
④ 森林地域	3
2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	5
(1) 区域区分の決定の有無	5
(2) 区域区分の方針	6
① おおむねの人口	6
② 産業の規模	7
③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係	7
3. 主要な都市計画の決定の方針	8
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 主要用途の配置の方針	8
② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針	8
③ 市街地における住宅建設の方針	9
④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	9
⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針	10
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 交通施設の都市計画の決定の方針	11
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	13
③ その他の都市施設	14
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	15
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	15
② 市街地整備の目標	15
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	15
① 基本方針	15
② 主要な緑地の配置の方針	16
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	17
④ 主要な緑地の確保目標	17

須坂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

本計画は、須坂都市計画区域内の市町や住民の意向を踏まえ、須坂都市計画が目指す都市計画の目標とその実現に向けた基本的な方針を明確に示すことにより、都市づくりの合意形成を促そうとするものである。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

① 都市計画区域の範囲

- ◆都市計画区域の名称：須坂都市計画区域
- ◆対象市町村：須坂市、小布施町
- ◆範囲：須坂市の一部、小布施町の一部

② 目標年次

- ・都市計画の基本的な方向 令和17年
- ・市街化区域の規模や都市施設、市街地開発事業の整備目標 令和7年

(2) 都市づくりの基本理念

① 都市づくりの基本理念

須坂都市計画区域は、須坂市、小布施町からなり、古くから街道が交差する地の利を活かした交通の要衝として、また物資流通の拠点として発展してきた。

本区域は、長野広域市町村圏の副都心的な役割を担い、工業、商業の集積が進む中で都市機能が高まり、また、一面では住宅地区としての役割を担い発展してきた。

一方で、本区域は稲作と共にりんご、ぶどう、栗などの果樹農園が発展し、美しい田園景観を有し、また、須坂市の蔵の町並みや小布施町の風土や歴史・文化が感じられる町並みなど自然や歴史文化資源も有している。

本区域の特徴として、上信越自動車道の須坂長野東インターチェンジが平成5年3月に供用開始されたことで、交通機能が拡充され、物流の中継地としての役割が担われている。

さらに、小布施スマートインターチェンジも平成18年10月に本格運用され、周辺都市との交流地としての機能が充実されると共に、住宅地としての役割の拡大が期待されている。

令和元年10月には、令和元年東日本台風により千曲川が氾濫し、大規模な浸水被害が発生し、大きな被害を受けている。

このような状況を踏まえ、本区域の優れた自然的、歴史的資源をまちづくりに活かすとともに、優良農地や豊富な自然を保全し、レクリエーション、防災、景観形成などのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に発揮される魅力ある都市の形成や、活力ある地域産業が調和し様々なニーズ、リスク、変化に対応できる柔軟性を備え、災害に対して安全・安心な都市を形成するため、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

歴史と文化を活かした都市づくり
自然・産業が調和した安全・安心な都市づくり

② 都市づくりの目標

都市づくりの目標を次のとおり設定し、前記に示した基本理念の実現を目指す。

●豊かな自然と歴史的遺産を活かした交流・文化都市づくり

歴史と文化を活かしたまちづくりを今後も進めるとともに、優良農地や豊富な自然資源を保全及び活用するとともに、緑地の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などのグリーンインフラとしての機能が効率的かつ有機的に発揮され、多くの人々が訪れる、魅力ある交流・文化都市を目指す。

市街地の景観整備や公園等の都市基盤施設の整備を図り、住民や観光客がともに憩いとやすらぎを感じることでできる町並みづくりを行う。

豊かな自然を保全し、環境の恵みを享受しつつ、持続可能な循環型社会を実現するための取り組みと併せて、都市における社会経済活動に起因する環境への負荷を低減するため、都市機能の適切な配置や既存ストックの有効活用を促進することにより、集約型都市構造への転換を進め、多様な都市機能がコンパクトに集約し、環境への負荷の小さな低炭素都市づくり*を目指す。

●地域産業と連携した先端技術産業都市づくり

地域資源、産業と連携しながら、時代のニーズに対応する先端技術の発展、商業地域の活力再生を推進する都市を目指す。

衰退している中心市街地の再整備を行うとともに、農林業との健全な調和を図りながら、秩序ある市街地整備を効率的に実施する。

●人にやさしい、安全・安心な都市づくり

だれもが安全・安心して暮らせる地域社会、市街地空間を実現するため、ノーマライゼーション*の視点にたった都市づくりを目指す。

安全、快適に都市活動が出来るよう、自動車交通の円滑化やユニバーサルデザイン*の考えに基づいた歩道等の整備などを進め、人にやさしい都市基盤整備を実施する。

また、雨水の流出抑制機能を有する緑地の活用や近年の災害の経験を生かし、地震や風水害などの自然災害に対応できる、災害に強い都市の実現を目指す。

●公民協働による個性ある都市づくり

住民等が主体的に街づくりに参加できる仕組みを構築し、住民、NPO、事業者、行政の協働による都市づくりを実施する。

* 低炭素都市づくり

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を削減する「低炭素社会」を実現させる都市のこと。低炭素都市の実現を目指し、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、さらに都市をコンパクト化するなど、CO2排出量などの環境負荷の小さな都市構造にしていくことなどをいう。

* ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方を指す。

* ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」という意味。年齢、性別、身体、国籍など、ひとびとが持つ様々な特性や違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物、施設、製品などのデザインをしていこうとする考え方。

(3) 地域ごとの市街地像

本区域は、次の4つの地域に分けた市街地像の形成に向けまちづくりを進める。

また、豊かな自然環境や美しい農地の保全に努めるとともに、歴史文化を活かした個性ある都市空間の実現を目指す。

① 都市拠点

a. 須坂駅周辺市街地

須坂駅周辺市街地は、東口駅前及び都市計画道路駅前線沿道等を中心として商業、業務機能等の都市的土地利用が進んでいる本区域の中心市街地である。

須坂駅周辺市街地は、今後とも区域の中心的な商業・業務機能を担う拠点として位置づけ、中心市街地活性化の施策や歴史的町並み整備による観光商業系土地利用の誘導とあわせ、都市機能の向上を図る。

b. 小布施駅周辺市街地

小布施駅から一般国道403号にかけての市街地は、地域の商業機能を担うとともに、広域から集客する観光地でもある。

小布施駅周辺市街地は、今後とも本区域の副次的な商業拠点及び主要な観光拠点として位置づけ、歴史的町並み景観整備などにより魅力ある市街地形成を図る。

② その他の市街地

その他用途地域内の市街地では、住居系市街地においては自然環境と調和した良好な住宅地の形成を、幹線道路沿道の商業系市街地においては、周辺の住宅地と共存した商業機能の維持改善を、工業系市街地においては周辺環境に配慮した生産環境の向上を、それぞれ図る。

また、須坂長野東インターチェンジ周辺においては、その立地を生かし必要に応じて、工業・物流拠点等の強化を図る。

③ 農業地域(ふるさとの農用地[※])

市街地の周辺に展開する農用地及びその集落一帯については、本区域の農業生産を担う基盤として位置づけ、その保全に努めるとともに集落のコミュニティの維持・活性化を図る。

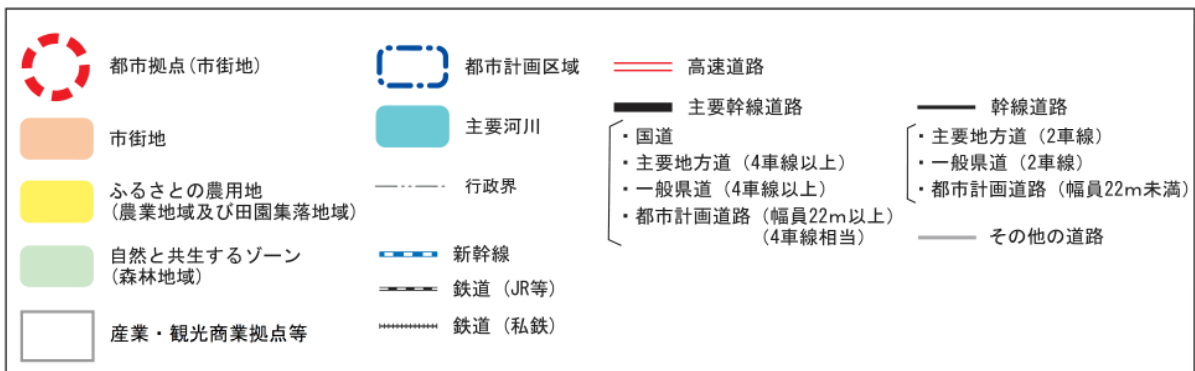
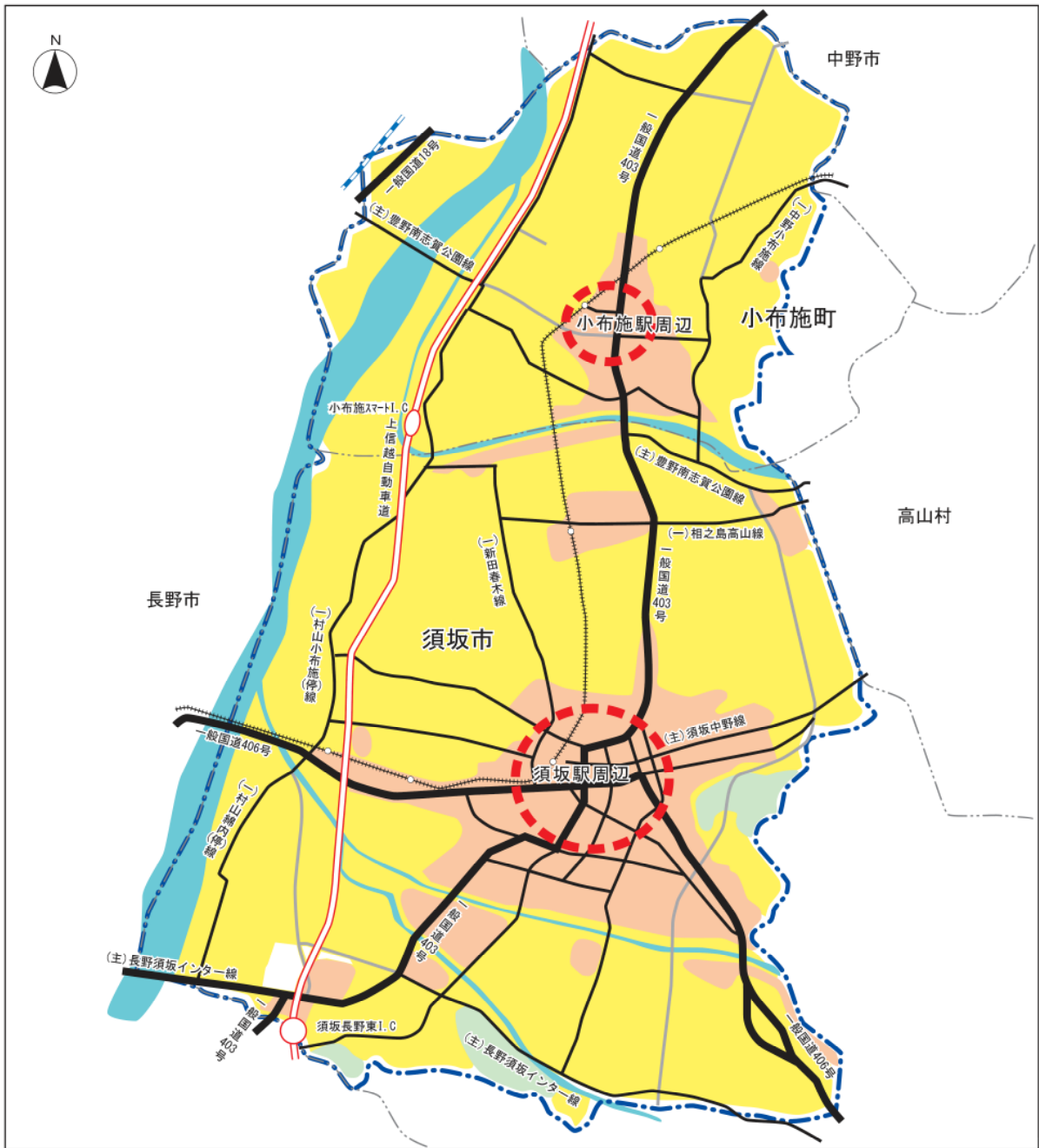
④ 森林地域

上記の①～③を取り巻く地域については、基本的に現在の良好な自然環境や農業環境などを維持・保全・活用する保全地域として位置づける。

※ ふるさとの農用地

農業の営みにより形成された美しい農村景観は、やすらぎや懐かしさを感じさせるものであり、このような状況を指す(造語)。

◆都市構造図（須坂都市計画区域）



2. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めるとした根拠は次のとおりである。

① 県下同一基準での判断結果

県では、人口の動向及び土地利用の状況に鑑み、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性が有ると判断した。その概要は以下のとおりである。

- ・本区域の平成17年から平成27年の行政区域内人口は、3,718人減少している。近年、少子高齢化や産業構造が変化している状況であるが、世帯数については増加の傾向を示しており、郊外の住宅地需要、産業地需要も、なお根強い状況にある。また、須坂長野東インターチェンジ周辺の開発といった市街地拡大に影響を及ぼす大規模プロジェクトがあり、今後とも市街地拡大の可能性があるものと考えられるため、区域区分の設定により、拡大需要の計画的な誘導が必要であると判断できる。
- ・本区域の市街化区域内の道路面積率は14.1%（平成29年現在）であり、住宅地として望ましいとされる15.0%を下回っている。さらに、老朽化した木造建築物の密集地など基盤整備が遅れている地区が存在することから、今後とも計画的な市街地整備の必要があると判断できる。

② 地域特性を踏まえた区域区分の検討

- ・本区域の市街化調整区域においては広大な農地が展開しており、豊かな自然にはぐくまれた美しい田園風景を形成している。
これら自然的環境の保全を図る上で、区域区分を継続して定めることが必要である。

このような本区域の状況と考え方をふまえて、以下のような方針とする。

本区域はこれまで、区域区分の設定により市街化区域外への無秩序な拡散を抑制しており、さらに、今後も良好な自然的環境の整備・保全を図り、計画的な規制・誘導が必要であるため、これらのことから区域区分を定める。

(参考)

■「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分する都市計画で、一般に「線引き」といわれている。

■「区域区分」を「する」か「しない」かは、県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」をするか、しないかは国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

① おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分 \ 年 次		平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	須坂市	43.9千人	おおむね41.0千人
	小布施町	10.7千人	おおむね9.7千人
	計	54.6千人	おおむね50.7千人
市街化区域内人口	須坂市	32.0千人	おおむね30.2千人
	小布施町	5.8千人	おおむね5.4千人
	計	37.8千人	おおむね35.6千人
市街化調整区域内人口	須坂市	11.9千人	おおむね10.8千人
	小布施町	4.9千人	おおむね4.3千人
	計	16.8千人	おおむね15.1千人

注) 本都市計画区域には、令和7年時点における市街化区域内人口に、保留された人口はない。

平成27年基準年は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成27年基準年人口は総人口の実績値。

令和7年の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した各市町村の人口から、回帰式による都市計画区域外人口を減じて算定。

令和7年の市街化調整区域内人口は、過去の都市計画基礎調査による市街化調整区域の人口を回帰分析により推計して算定。

令和7年の市街化区域内人口は、算定した都市計画区域内人口、市街化調整区域内人口により、都市計画区域内人口から市街化調整区域内人口を減じて算定。

② 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区 分		年 次	平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
生産規模	工業出荷額		1,389 億円	1,860 億円
	卸小売販売額		960 億円	1,074 億円
就業構造	第 1 次産業		4.4 千人 (14.1%)	3.4 千人 (12.4%)
	第 2 次産業		8.8 千人 (28.3%)	5.4 千人 (19.5%)
	第 3 次産業		17.9 千人 (57.6%)	18.8 千人 (68.1%)

(注) 平成 27 年基準年及び令和 7 年の生産規模の工業出荷額は、平成 22 年から平成 27 年までの毎年の実績値（工業統計調査）を基に日本銀行時系列統計データの企業物価指数によるデフレータ補正值を用いて回帰分析により推計した値。

平成 27 年基準年及び令和 7 年の生産規模の卸小売販売額は、平成 14 年、平成 16 年、平成 19 年、平成 24 年、平成 26 年の実績値（商業統計調査）を基に総務省統計局資料の消費者物価指数によるデフレータ補正值を用いて回帰分析により推計した値。

平成 27 年基準年の就業構造は、平成 27 年国勢調査による実績値。

平成 27 年の就業構造は、平成 7 年から平成 27 年の 5 年毎の実績値を基に回帰分析により推計した値。

③ 市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口・産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 27 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次の通り想定する。

年 次	平成 27 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
市街化区域面積	1,094ha	おおむね 1,094ha

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a. 業務地(官公庁施設)

既存の官公庁施設等の集中している須坂市東横町及び小布施駅前地区を今後とも業務地として環境の整備に努める。

b. 商業地

須坂駅前から都市計画道路駅前線及び都市計画道路馬場線の沿線地区は、須坂市をはじめとする近隣市町村の商業の中心地として銀行、商業ビル、専門店等が集積している。

これらの地区については、中心商業地として位置づけ今後もさらに機能の充実と環境整備に努める。

また、須坂市市街地の主要地方道須坂中野線及び一般県道大前須坂線、市道銀座通り線、市道新町高橋線の旧街道沿いは蔵造りの家が並び、沿道景観を活かした商店街の活性化を図る。

また、小布施町市街地の一般国道403号沿いの既存商店街は、近隣住民の日常生活の購買需要を賄い、さらに「栗と北斎と花のまち」のイメージにあった商業施設の集積を図る。

c. 工業地

既存の工業地については、公害防止に配慮するなど環境の保全に努めながら、今後の工業生産規模に応じた基盤整備を図る。また、工業施設の転出や廃業による低・未利用地化を防ぐため、整備済みの工業団地への誘致を図り、整備済みの工業団地で不足する場合は、既存の工業用途周辺へ集積を図る。

d. 住宅地

既成市街地内の住宅地については、老朽化した木造建築物の密集地の解消などの居住環境整備を進めるとともに、これに隣接する新市街地及び低未利用地については良好な住宅地として整備を図る。

また、土砂災害特別警戒区域等の大規模で人命に危害を及ぼすような災害の発生の恐れのある区域は住宅地としての整備を避けるものとし、浸水想定区域等の災害の発生の恐れのある区域については、適切な防災・減災対策がなされない限り住宅地としての整備を避けるものとする。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

a. 商業地・業務地における建物の密度の構成に関する基本方針

須坂駅周辺地区の商業・業務地は、本区域の中心的な商業業務拠点として、高密度な土地利用を図る。

村山地区、小布施駅周辺地区の商業地は、既存の生活利便施設を中心に、周囲の環境に合わせた中密度の土地利用を図る。

b. 工業地における建物の密度の構成に関する基本方針

工業地においては、周辺の環境や公害防止などに配慮しながら効率的な土地利用を図る。

c. 住宅地における建物の密度の構成に関する基本方針

須坂市の坂田地区、小山地区、臥竜地区、墨坂地区、墨坂南地区、高梨地区、塩川地区、田の神地区、八木沢地区、日滝高橋町地区、日滝大谷町地区、旭ヶ丘地区、光ヶ丘ニュータウン地区、豊島地区など、また小布施町におけるおおむね東町、上町、中町、中央、横町、福原、栗ガ丘、松村、松の実、水上、松川、クリトピアの戸建て住宅地については低密度な土地利用を図る。

その他の住宅地については、中密度な土地利用を図る。

③ 市街地における住宅建設の方針

市街地に残る農地や低未利用地のうち、住宅地として適した地区については、地区計画や土地区画整理事業を活用し、道路や公園などの都市基盤施設の整備に併せて良好な住宅地の供給に努める。

また、既に土地区画整理事業が完了した地区においては、必要に応じ地区計画や建築協定等の規制・誘導策を導入するなど、地域特性を活かした良好な居住環境の維持・保全を図るとともに、住宅建設の推進、分譲の推進を図る。

須坂駅周辺の中心市街地においては、中心市街地活性化の諸施策を展開するとともに、商業・業務などの都市機能が集積した利便性を活かし、中層程度のゆとりのある良好な都市型住宅の供給を推進する。

一般住宅市街地においては、居住環境の向上を目的とした区画道路、住区基幹公園の整備や地区計画等により、安全性・快適性・環境に配慮した良好な住環境の形成を図るとともに、老朽化した公営住宅のリフォームや統廃合等を図る。

④ 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針

a. 土地の高度利用に関する方針

須坂駅前地区から一般県道須坂停車場線（3・5・3 駅前線）沿線地区、一般国道 406 号沿線の中町地区を結ぶ軸を本区域の中心市街地として位置づけ、中心市街地として複合的な都市機能の集積を図るための総合的な整備を進める。特に市街地再開発事業が行われた須坂駅前の高度利用地区を中心に商業の活性化を図る。

b. 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

工業施設と住宅等が混在する地区、工業系用途に住宅等が立地する地区においては、適切な用途地域の見直しを図る。また、工業団地などにおいては、産業構造の変化に対応した土地利用を図る。商業と住居の複合がまちの賑わい創出につながる地区については複合した用途による合理的土地利用を図る。

c. 居住環境の改善又は維持に関する方針

建物の老朽化や区画街路の未整備など居住環境の改善を図るべき地区については住宅市街地総合整備事業、土地区画整理事業等の事業手法や、地区計画等の適切な土地利用規制を取り入れるなどにより居住環境の改善を図る。

d. 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内に点在する寺社樹林地などについては、良好な環境を形成する要素として積極的に保全を図る。また、歴史や文化を残す景観の維持・保全に努める。

特に、須坂市の旧街道沿い地区については蔵の町並みを整備し、併せて道路、公園等公共施設の一体的整備により、市街地の活性化と伝統的な建造物群の保存を図る。

⑤ 市街化調整区域の土地利用の方針

a. 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の市街化調整区域の大部分は農業振興地域である。

これら区域のうち、土地基盤整備の完了地区及び実施中の区域内は良好な農地として耕作されており、今後も優良農地として適切に保全する。

b. 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

保安林、砂防指定地、治山・治水対策を講ずべき区域は、保全すべき区域とする。

急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りの土砂災害の恐れのある区域は、住民の生命及び身体を保護するため、建築物の立地抑制等を図る区域を「土砂災害警戒計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等として指定し、警戒避難体制の整備、ハザードマップ等を利用し市民への情報提供を推進する。

併せて、水防法による浸水想定区域等の内、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高い区域についても、洪水ハザードマップ等を利用し、市民への情報提供を行うとともに必要に応じて建築物の立地抑制を図る。

特に、災害発生の恐れが高い区域において、土地利用方策と連動した防災、減災対策が検討又は実施されていない区域は保全すべき区域とする。

c. 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

東部、南部の山地、丘陵部は、生物多様性にも配慮しながら自然環境及び自然景観の保全に努める。

d. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

都市整備、自然環境保全に関する各種法令の適正な運用を図ることにより、秩序ある土地利用を図る。

なお、建築物の形態制限については、周囲の景観や環境に配慮した適切な規制値とする。

集落のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の実状に応じて、災害発生の高い区域を除き、地区計画の適用や、「都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（県条例）」による区域の指定を検討する。

幹線道路沿線等の今後開発圧力が高まることが予想される区域については、計画的な土地利用を検討する。

既存市街地に隣接する地区のうち、土地区画整理事業や開発許可等による計画的な市街地整備の見通しがある場合においては、整備が確実に進んだ段階で、関係機関と調整の上、計画的な整備を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア. 交通体系の整備の方針

本区域は、県都長野市と千曲川を隔てて接する千曲川河東地域における交通の要衝の地である。

主要幹線道路は中野市から小布施町、須坂市を通過し、長野市、そして松本市方面に通ずる一般国道403号と、長野市から須坂市を通過し、上田市、そして高崎市方面に通ずる一般国道406号がある。

他に長野市と結ぶ主要地方道長野須坂インター線、主要地方道豊野南志賀公園線がある。

一般国道403号及び一般国道406号は、須坂市、小布施町の中心市街地を通過するため交通混雑が発生している。河東地域の中心都市として役割を十分に発揮するため、以下の方針を基に計画的かつ効果的に交通体系の整備を推進する。

- i 既存の道路ネットワークを活かしつつ、ネック箇所を中心に必要な整備を行うことにより、交通渋滞の解消と地域間の連携強化に努める。
- ii 市街地内への通過交通を排除する道路ネットワークの構築を図る。
- iii 鉄道、バスなど公共輸送機関への転換を図り、道路交通混雑の緩和を図る。
- iv 都市内骨格道路の整備と併せ、旧街道を中心に歴史的道すじ等の整備を図る。
- v 街なかや観光地などで、駐車場及び歩行者空間を整備し交通の円滑化と利用者の視点に立った道路づくりを目指す。
- vi ユニバーサルデザインの考え方に基づく人にやさしい道路づくり、環境にやさしい道路づくりを目指す。

なお、総合的な交通体系の構築を図るため、長野都市圏パーソントリップ調査結果、都市計画道路の見直し指針を踏まえ、都市計画道路の見直しを行う。

イ. 整備水準の目標

都市計画道路として、都市計画決定済み延長約51.26kmのうち、現在、市街地内（用途地域内）で約13.96km（1.28km/km²）が整備されている。基本方針に基づき、今後とも計画的に道路整備の推進を図るものとし、令和7年には概ね1.36km/km²になることを目標として整備を進める。

また、道路環境の向上、公共交通の利用の推進を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 道路

一般国道403号、一般国道406号を、本区域と周辺都市及び区域内の拠点間を結ぶ主要幹線道路と位置づけ、国道・主要地方道等を配置し、整備を進める。

主要幹線道路を補完し、区域内の各地域及び隣接市町村間を結ぶ道路を幹線道路と位置づけ、都市計画道路を主体に骨格的な道路体系の構築を図り、効率的な整備を進める。

その他、上記を補完する道路として補助幹線道路を位置づけ、街区形成機能を担う道路として必要な整備を進める。

また、都市内の環状ネットワークや隣接市との連携を強化する道路の検討を進める。

イ. 鉄道

長野電鉄須坂駅や小布施駅を本区域の玄関口、交通結節点としてより利便性の向上を図る。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

種 別	路線名称
道 路	3・5・2 飯山線 3・4・4 山田線 3・5・6 八町線 3・4・8 臥竜線

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a. 基本方針

ア. 下水道及び河川の整備の方針

1) 下水道

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備(未普及対策)を進めるとともに、老朽化した施設の改築更新、下水道施設の耐震化及び耐水化、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。

また、脱炭素社会の構築を目指した省エネ・創エネ、バイオマス利活用による資源循環の取組みを進める。

2) 河川

総合的な治水・利水の観点から、八木沢川をはじめとする河川の改修事業を促進し、市街地の安全確保、水辺空間を利用した景観とうるおいのある河川環境の整備を図る。

イ. 整備水準の目標

1) 下水道

下水道の整備水準の目標は次のとおりとする。

- i 公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道の整備を進める。
- ii 安定した下水道機能を確保するため、ストックマネジメント計画に基づき、老朽化施設の計画的な改築更新を行う。
- iii 地震による被害を防止するため、終末処理場の重要施設や重要な幹線等における耐震化を行う。
- iv 洪水及び内水による被害を軽減するため、計画降雨及び照査降雨における下水道施設の耐水化を行う。
- v 局部的豪雨や都市化により雨水が短時間に流れ出す、いわゆる都市型水害に対応するため、下水道法事業計画に基づき、雨水幹線・雨水調整池及び排水機場等の整備を行う。また、気候変動による水害の頻発化・激甚化に対応するため、グリーンインフラの持つ防災機能の活用や各戸雨水貯留施設設置の普及促進を図る。
- vi 脱炭素社会の構築を目指し、終末処理場における省エネ運転、改築更新時の省エネ機器導入、再生可能エネルギーの活用・拡大などの対策を行う。
- vii 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想等に基づき、下水汚泥の利活用に取り組む。

2) 河川

一級河川千曲川の改修促進など今後とも計画的な改修促進を図る。

b. 主要な施設の配置の方針

ア. 下水道

千曲川流域下水道下流処理区の整備を促進する。

イ. 河川

現在の河川流域を基本とし進められている治水対策の促進や河川整備計画に基づいた整備を進める。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
流域下水道	千曲川流域下水道下流処理区
公共下水道	須坂市公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連） 須坂市特定環境保全公共下水道下流処理区（千曲川流域下水道関連）
河 川	千曲川、八木沢川等

③ その他の都市施設

a. 基本方針

年々進む高齢化や多様化する生活様式に対応し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保することを目標とする。

b. 主要な施設の配置及び整備の方針

ア. し尿処理施設

し尿処理施設（須高衛生センター須坂汚物処理場）について、平成2年度末から公共下水道、農業集落排水施設等が整備され、処理量が減少したため、処理施設を休止し、希釈して公共下水道へ排除する。

イ. 火葬場

火葬場として松川苑が整備されている。

c. 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に重点的に整備すべきその他の都市施設はない。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

既成市街地における狭隘道路や老朽建物の更新を図るため、土地区画整理事業を主体とし市街地整備を図る。

現在の市街化区域内農地等の低未利用地については、土地区画整理事業、地区計画の導入を図り、宅地利用の推進を図る。

なお、須坂市の蔵の町並みや小布施町の風土や歴史・文化が感じられる町並みなど自然や歴史文化資源は、市街地開発事業地に含めず、保存を図るものとする。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施を予定する市街地開発事業は、次のとおりとする。

a. 土地区画整理事業

おおむね10年以内に実施を予定している土地区画整理事業はない。

b. 市街地再開発事業

おおむね10年以内に実施を予定している市街地再開発事業はない。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

a. 自然環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域東部は上信越高原国立公園の山麓にあり、志賀高原、峰の原高原、破風高原、菅平高原など上信火山帯から千曲川に注ぐ松川、八木沢川、百々川、鮎川等によって形成された扇状地であり、市街地の多くは、これらの河川の扇状地上にある。

扇端部と千曲川氾濫源により形成された西部は果樹園を中心とする優良農地と農村集落によって構成される。

こうした優れた自然環境を有する河川緑地や樹林地等の維持・保全を図るとともに、優良農地や周辺の集落地については、田園景観の保全を図るための農業活動の振興や集落環境の保全を図り、また、生物多様性にも配慮した都市づくりを行う。

公園整備にあたっては、環境資源を活かした特色ある公園の整備を進め、優れた緑地環境を活かした拠点整備と拠点のネットワーク化を図る。

また、主要な緑地はグリーンインフラとして多様な機能を有するものであり都市計画において保全を図る必要があることから、風致地区、緑地保全地域、緑化地域、生産緑地等の都市計画の活用を検討を行う。

b. 緑地の確保目標水準

	平成 27 年における 緑地量 (ha)	令和 7 年における 緑地確保目標量 (ha)	都市計画区域に 対する割合 (%)
須坂市	2,312	2,312	60.6
小布施町	1,224	1,224	73.0
計	3,536	3,536	64.3

c. 都市公園等の施設として整備する緑地の目標水準

年次	平成 27 年	令和 7 年
都市計画区域人口 1 人当たりの 目標水準 (㎡/人)	12.4	13.3

② 主要な緑地の配置の方針

本区域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、併せて歴史、文化性を織り込んだ安全で快適なまちづくりを進めるため、以下の配置方針により緑とオープンスペースの整備・保全を行うとともに公園、緑地、都市農地などまちに存在する様々な緑を柔軟に活用し都市空間へのゆとりを創出する。

a. 環境保全系統

千曲川は、小布施町地籍において一部リバーサイドパークとして整備されており、水に親しめる緑の空間として保全し、松川、八木沢川、百々川、鮎川は緑地として保全を図る。

鎌田山一帯、雁田山の一部は、良好な樹林地として保全を図る。

寺社、学校、その他永続性を有する緑地、農業試験場などの公的農地は環境保全を図る。

遺跡、天然記念物等と一体となった樹林地については、その保全を図る。その他の樹林地及び果樹園は、緑地として保全を図る。

b. レクリエーション系統

市街化区域を中心として、住区単位毎に近隣公園、街区公園等の整備を計画的に図る。

既設の総合公園である臥竜公園と小布施総合公園は、地域住民のレクリエーション施設としての充実を図る。

c. 防災系統

地震、火災時の避難地として、都市公園、都市緑地及び学校グラウンドを利用する。中心市街地は、市街地再開発事業等によって避難路、広場を確保する。

工業系用途地域は、施設緑化を行い周辺地域の住環境に配慮する。

d. 景観構成系統

鎌田山、坂田山は、市街地から望むことのできる自然景観であることから、これらの保全を図る。

市街地に散在する寺社林等の郷土景観を構成する樹林群の保全を図る。

市街地の幹線道路及び公園等の施設は、緑化に努め都市景観の向上を図る。

千曲川などの水辺景観を保全するとともに、緑地や親水公園の整備を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

a. 公園緑地等の整備目標及び配置方針

都市公園等施設として整備すべき緑地については、以下に示す配置方針に基づき令和7年において約 13.3 m²/人となるよう以下のとおり効率的に整備を図る。

公園緑地等の種類	配置方針	整備目標 (ha)
		令和7年
街区公園	各住区に4か所設置することを目標とする。	6.6
近隣公園	各住区に1か所設置することを目標とする。	3.0
総合公園	臥竜公園の整備を段階的に進める。	55.5
その他の公園緑地等	新たに松川緑地の整備を図る。	25.6

b. 緑地保全地区等の指定目標及び指定方針

当面は、新規指定は行わず、これまでの規制等による効果や課題を検証しつつ、良好な環境の保全に努め、必要に応じて地区の指定を行う。

④ 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な公園等の公共空地はない。

◆都市施設等配置図（須坂都市計画区域）

